

土木森林環境委員会会議録

日時 平成24年3月2日(金) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後2時31分

場所 第一委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 桜本 広樹
委員 前島 茂松 武川 勉 望月 清賢 石井 脩徳
仁ノ平尚子 土橋 亨 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 中楯 幸雄 林務長 深沢 侑企彦
森林環境部理事 山本 正彦 森林環境部次長 深尾 嘉仁
森林環境部技監 安富 芳森
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 宇野 聡夫
森林環境部参事 窪田 敏男 森林環境総務課長 小野 浩
環境創造課長 小林 明 大気水質保全課長 宮本 英敏
環境整備課長 守屋 守 みどり自然課長 石原 三義
林業振興課長 中山 基 県有林課長 江里口 浩二
治山林道課長 沢登 智

県土整備部長 酒谷 幸彦 県土整備部理事 山本 力
県土整備部次長 末木 正文 県土整備部技監 上田 仁
総括技術審査監 小池 雄二 県土整備総務課長 秋山 孝
美しい県土づくり推進室長 山口 雅典 建設業対策室長補佐 渡辺 真太郎
用地課長 市川 正安 技術管理課長 内田 稔邦
道路整備課長 大久保勝徳 高速道路推進室長補佐 芦澤 直司
道路管理課長 丸山 正視 治水課長 井上 和司
砂防課長 中嶋 晴彦 都市計画課長 市川 成人
下水道課長 小池 厚 建築住宅課長 松永 久士
営繕課長 和田 健一

議題 (付託案件)

- 第57号 山梨県森林整備地域活動支援基金条例中改正の件
- 第58号 山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例中改正の件
- 第61号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第62号 平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第69号 平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第73号 契約締結の件

第74号 変更契約締結の件

審査の結果 付託案件については、すべて原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部・県土整備部の順に行うこととし、午前10時03分から午前12時00分まで森林環境部関係（午前11時08分から午前11時09分まで、午前11時10分から午前11時11分まで、午前11時14分から午前11時15分まで、午前11時20分から午前11時21分まで、午前11時43分から午前11時44分まで、午前11時53分から午前11時54分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ、午後1時30分から午後2時31分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第57号 山梨県森林整備地域活動支援基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第58号 山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第61号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(耕作放棄地対策森林整備支援事業費について)

桜本委員 森林整備課の耕作放棄地対策森林整備支援事業費のマイナス110万円について、もう一度説明していただけますか。

宇野森林環境部技監 今、御説明した内容でよろしいですか。110万円の減額ということでございますけれども、もともとの事業につきましても、農地として活用が見込めない耕作放棄地を森林として整備していくために現地調査を行うことを支援するものでございます。当初、こういった事業で耕作放棄地を森林として整

備していくことを推進しようということで進めていたところですが、農地法の規制を1回外さなければいけないということです。そうすると転用の手続というもの、農地法の枠を外れると無断転用と区別がなかなかつきづらいということで、なかなか慎重な市町村が多いというのが1つ大きい理由として挙げられます。そういったことや、耕作放棄地をいろいろとまた活用しようといった動きも出ている中で、当初予定していた事業量が減少したということで御説明させていただきました。以上でございます。

桜本委員

今、耕作放棄地を減少しようという、少なくしようという真剣な取り組みがなされているわけですが、そもそも人口増加に対応した旧政策の中で、森林を開墾して農地をふやそうという政策で、畑と林というか、森の際がだんだんひどくなってきたという状況の中で、農から林に戻そうということも、現状に合わせていくと、やはり非常に重要なポジションだと思います。

微妙な際をはっきりしていくことによって、例えば全然手入れをされていない、収穫もしないようなカキとか農産物がそこに存在することによって、野生の鳥獣がおりてくることで、やはり耕作放棄地の山梨県の減少の計画の中に、市町村がどれだけ達成率をもって協力してくれるかということが重要になってくると思います。その中で協力できるような、しっかり汗をかいてくれる市町村にはいろいろな面で協力をするけれども、それが協力できない、達成がなかなかできないというところには、県としてもやはりどこかでプラスマイナス、さじかげんを加えていかなければならないと思います。その点いかがお考えでしょうか。

宇野森林環境部技監 耕作放棄地対策につきましては、森林だけではなくて、農政なり関係部局とも一緒になってやってきている中でございます。森林につきましては、耕作放棄地の中でも、過去に離農されて、既に木を植えられて、畑から完全に森林化しているようなところも多々ございまして、そういったところで我々としては森林整備を、荒れない、荒廃しないような整備を進めていく必要があると考えている中で今回の事業については進めてきたところでございます。

そういった中で、市町村の協力というところのさじかげんということのお話だったと思います。市町村がそれぞれ地域の事情をかかえている中で、例えば開発にさらされている地域とか、あるいは一生懸命農業地域の振興のため、あるいはリタイアされた方に活用してもらおうとか、いろいろな取り組みがされている中で、全体的な中で事業のバランスを考えていく必要があるので、今、委員の御指摘のあったようなところで我々としても市町村と協力しながら、いろいろな意見を聞きながら、これからも耕作放棄地の解消の一助となるような事業に取り組んでいきたいと考えております。

桜本委員

畑の中の耕作放棄地の問題と、畑と山林というか、山との際というのは扱いが、見方が私は非常に違うと思います。そもそも自然なものを畑に変えてきたということの中で、手が加えられなかったということで、木も多くなって、幹が太くなってくる。やはりそのことの見きわめをしないと、先ほど言ったように、猿が人間の住んでいるところにおりてくるような一因になっているところが、やっぱり畑と山の際が荒れているから、このような状態になってくると思います。無理して畑にしまったものをもとの自然に返すということも、本来の山林に戻すということも、政策としては非常に大切なことだと思います。そういっためり張りを持った、市町村もそういったことに早く気づいて、一生懸命リードしてやっていくという姿を県としてバックアップしていくこ

とに対して、もう一度お考えをお示してください。

宇野森林環境部技監 県としてこういう政策を打ち出した中で、市町村ともいろいろと調整しながらこれまでやってきたところでございます。やはり先ほどの御説明の中でも、市町村によって、法律のいろいろな壁があったりということではなかなか取り組みに温度差がありますが、当然、今、委員からお話のあったような、森林として、特に荒廃森林につきましては、また来年度予算の中で御説明させていただくような事業の取り組みも考えていきたいと思っております。そういったものにつきまして、当然、市町村とも十分連携しながら、森林の整備の方向性を、計画制度なりもございますので、そういう中でお示ししながら、我々としても連携しながら取り組んでいきたいと考えています。以上でございます。

(明野環境整備センターについて)

桜本委員 きょうから明野環境整備センターに搬入が始まったという点でございますが、よろしいですか。先ほどの資料の中で、改革プランの経営改善に向けた今後の取り組みの中で、センターの収支見通しなどに大幅な変更が生じた場合、改めてプランの見直しを行うということに触れられています。この収支見通しなどの大幅な変更というのは、非常に金額的にも範囲があると思えますが、どのくらいの範囲を言っているのか、お示してください。

守屋環境整備課長 まず、センターの収支の大幅な変更は、具体的な金額を想定しているものではございません。ただし、今、この収支見通しは、今年の4月に再開した場合を想定しているものです。例えばこれがそれ以降になるような事態が生じた場合、あるいは産業廃棄物の量が極端に減ったり、あるいはふえたりするような場合、そのようなこととなりますと、当然収支の変更があります。ですので、今、それを額として具体的に決めているわけではございませんが、収支の見通しに大きな影響があるような事態が当然生じた場合には見直しをしていく。その想定される例とすれば、今、説明させていただいたとおり、搬入がしばらくまた延びるような事態や、入ってくる産業廃棄物の量が今後、それが引き続き、さらに縮小、拡大が見込まれるような、そのような大きい場合を想定してございます。

桜本委員 事業ですから当然、今、この中で見通しという言葉が出ているように、県としては、山梨の産業界の現状、過去から振り返って、そういった産業界の見通しがあって、収入の予算立てが出てくるかと思っております。その中で、過去の例から、今現在、そして将来に向けて、今の山梨の経済状態における産業廃棄物の量、見通しはどのように考えているのでしょうか。

守屋環境整備課長 私どもも、まず全国的な動向、それから、経済情勢、それからもう1つは、リサイクル等の進展、これは明野のセンターの場合は最終処分量がその量になりますので、例えば産業廃棄物の量がふえたとしても、リサイクルが減ってくる。例えば現在、国の直近の動向ですと、リサイクルが進んで最終処分量は減っている状況がございます。ただ、本県の事情、また、全国違う場合もありますので、今後、最終処分量がどうなるかというのは、過去の状況と、今後の山梨県の廃棄物業界等への聞き取り等を踏まえて見通しを立てながら、収支見通しも立てていきたいと考えております。

桜本委員 見通しを見ながらということはちょっとおかしいと思います。常に産業界、

あるいは廃棄物を搬入していただいているお客様に対して、来月の見通しだとか、あるいは再来月の見通しだとか、あるいは期間の見通しをいただきながら予算立てををすると思うのですが、その辺はどのような聞き取りというか、お客様に対しての需要を計算しているんですか。

守屋環境整備課長 すみません、先ほどの私のほうの今後の想定をしている大きな変動の中に、期間延長の話もございます。現在、5.5年ということで、26年11月までが明野の環境整備センターの公害防止協定に基づく期間でございますが、この期間延長をする場合には、収支の見込みがまた違ってくるものでございます。そのようなものを想定しながらやっていきたいと思っております。

それから、今の委員の指摘、これは私どもも、環境整備事業団の理事、評議員の方々に、産業廃棄物業界あるいは産業界、そのような代表の方々に加わっていただいておりますので、そのような方々の御意見を伺いながら収支の見通しを立て、もし長期的に変わるような場合があれば、そのような方々の御意見を十分踏まえながら対応していきたいと考えております。

桜本委員 今、そちらのほうから期間のことに触れたわけですが、5.5年という期間の中で、延長ということは具体的に真剣にいつごろから折衝というか、目鼻をつけるかお答えください。

守屋環境整備課長 期間延長につきましては、これまで搬入停止にされておりましたので、今後、搬入の再開、これを円滑に再開ができるような状況にまずなることが最優先だと考えております。その後で、これは一定の、今までの埋め立ての状況等を見ながら検討していきたいと考えております。

桜本委員 抽象的過ぎて、答えになっていないのですが、もう一度御回答ください。

守屋環境整備課長 具体的にいつからということを経営言える状況にはありません。それは、1つは搬入の再開がきょう午前中、1台車両が入ったわけでございますが、今後、これまで、去年の12月から妨害活動があったので、引き続き、円滑に搬入が再開できる状況になるかどうかというのが1つのポイント。それから、私どもが収支見通しを出している埋め立ての量というのは、一昨年7月から9月に、一月約1,500トン程度の埋め立てがあったわけです。そのような状況が続けられていくかどうか、そういうものも見きわめながら、例えば期間の延長の具体的な期間、何年お願いしていけばいいかということもございまして、そのようなものを見ながら勘案して、お願いをしていくべき時期を考えていきたいと考えています。

桜本委員 非常に負債が大きい部分でもありますし、長期的な見通しの中でも事業が進まれていく中で、例えば年間の中でも3カ月に一遍状況を示すとか、あるいは需要の見通しを示していくとか、やはり県民にもわかりやすいような今現在の事業の内容を明確に数値で指し示していくことが、情報公開という中で非常に大事だと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

守屋環境整備課長 県が今回の補正で、明野の環境整備センターにつきましては16億弱の補助金を出していくということでございまして、今、委員がおっしゃられたように、今後、収支の見通しについては、そのような見通しを見直すときには見直す、あるいは定期的に収支の見通しを出すというようなことで、それを

公表していくような形で進めていきたいと考えております。

桜本委員 今御回答があった定期的というのは、大体何カ月に1度というようなことをお考えですか。

守屋環境整備課長 定期的にということになりますと、まずは毎年決算を行っておりますので、少なくとも1年に一度、決算をやりますので、そのときに収支の見通しを出していきたいと考えております。あと、今、収支の見通しは、本年4月の再開予定で収支の見通しを立てております。それが大きく変わるような場合につきましては、改めて収支の見通しを出していくと考えております。

桜本委員 定期的に1年に一回というのは当たり前です。事業というのは、毎月毎月のものがあってこそ、初めて次の見通しが見えてくると思います。なるべく県民にわかりやすいように、1年という当たり前のことではなくて、何カ月に一回きちっと収支の報告はさせていただきますよという、そういった気持ちを持って事業に当たっていただきたいと思います。

中楯森林環境部長 課長がいろいろ御答弁申し上げましたが、昨年5月に明野と境川の見通しを示して、境川につきましては、産廃の適正処理の必要性から自県内の処理の必要性もあるという認識がございますけれども、これは非常に多額の金を投入することになるので、境川は凍結した。

そういう中で、既に明野は開業しております、これも当時見込んだ金額が約47億円という金額でございます。収支の見通しは、私は予算説明会のときもさせていただきましたが、基本的なものは、県内から発生している産業廃棄物の最終処分量が今、2万トンちょっとで、これは明野に入る12品目でいえば1万8,000トンちょっとという数字でございます。金額的な問題はともかく、搬入量につきましては、これは常に情報公開をして、これは事業団からも出ております。本当にたくさんの赤字補てんをしていくということに対して、これを収支の見込み、あるいは処分場の利用状況、あるいは安全な運営状況、こういったものをしっかりお見せしながら運営をしていくべきだということ強く認識しております。

それと、私ども、そういう認識のもと、この改革プランを第一次改革プランとしてありますので、そこの9ページの計画期間に書いてございますように、もろもろの要素がいろいろ生じた場合には変えようと、その想定のもとでつくったプランが第一次改革プランだと。そのようなことで、今後とも大きな損失を負いながら、この処分場を運営していくという認識はしっかり持っておりますので、御理解をお願いしたい。

(環境整備事業団債務処理対策補助金について)

武川委員 5ページの環境衛生費、一番下の3番環境整備事業団債務処理、この部分でお尋ねをするわけですが、環境整備事業団債務処理費として、事業団が進めてきた次期最終処分場事業に関して、これまでの債務処理として約3億円が計上されていますが、この債務処理に対し県が助成するとした考え方について改めてお伺いいたします。

守屋環境整備課長 森5ページ、環境整備事業団債務処理3億円、これを出す考え方ということでございます。県はこれまで、公共関与の整備方針に基づいて、環境整備事業団が主体となりまして、明野の環境整備センターの整備・運営、それから、

次期処分場について整備に向けた手続を進めてまいりました。

しかし、環境整備センターの状況、それから、産業廃棄物の最終処分量の減少等の状況に加え、将来的には環境整備センターが47億円、それから、次期処分場の産業廃棄物に関して63億円の赤字が生じるとの収支の見通しの中で、昨年5月、次期処分場につきましては、産業廃棄物に関し当面凍結し、一般廃棄物を対象とした最終処分場として整備する方向性をお示しさせていただいたところでございます。

市町村の一般廃棄物を対象とする施設でございますので、市町村の意向等を確認してまいりました結果、昨年12月の市町村長会議の場で、次期処分場は市町村が処理責任を有する一般廃棄物を対象とした処分場として、平成24年度から山梨県市町村総合事務組合が実施主体となって、さらに環境整備事業団が受託する形で進めていくということで、今後の事業に要する経費につきましては、市町村が事務組合を通して負担するという仕組みをつくるということになりました。これを昨年の12月の市町村長会議の場で、多くの市町村長が出てくる場でそれを確認していただきました。

一方、平成23年度までの事業につきましては、県が政策的に進めてきました産業廃棄物の適正処理を含む、そういう処分場の整備に向けて、県がその計画地として境川町の上寺尾区というところを決定した経緯、そういうようなことから、さらに事業主体である環境整備事業団が、基本設計、環境影響評価などの手続を進めてまいりました。このような経緯から、事業主体が事業団から市町村総合事務組合に変更になることに伴い、これまで23年度までの経費につきましては、その債務処理に当たっては県が負担をするということで考えております。

武川委員

次期処分場について、産業廃棄物を含めた処分場として、環境事業団が事業主体となってこれまで整備してきたわけでありまして、説明のような状況から、これまでの経過からして、市町村側に負担を求めないとしたことについては、これもいたし方ないということで、このことにつきましては理解ができるわけです。

過日、このことにつきまして、次期処分場事業については、昨年の12月に市町村長会議の中で、事業概要等をさらに詳しく説明し、確認をされたということのようであります。このことについては、当該関係者に対して説明、確認は当然なんですけれども、私ども議会としてもできるだけ詳しく把握しなければならないわけでございます。この委員会においても、この事業の変わったことに対する理解を当然深めなければなりませんので、市町村に説明したのと同じような内容で、この委員会に対してもぜひ深めた説明をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(休 憩)

守屋環境整備課長 今の武川委員の御要請、12月27日に市町村長会議でお出しした資料、これをもとに説明させていただきたいと考えております。

委員長に、その資料の提出の許可を求めます。

また、今すぐに用意できるものでありませんので、すぐに用意をさせますが、若干時間をいただくこともあわせて御了解いただければと思います。

白壁委員長

お諮りいたします。武川委員からの資料提出という話がありました。今、説明するに当たって、ぜひ資料を配付させていただきたいということでありまして

が、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(休 憩)

(明野環境整備センターについて)

土橋委員

先ほどの関連になると思いますが、11月議会の中で、いつの再開だという質問に対して、力強く、12月16日からという返事をいただいて、新聞でも12月16日から搬入するという記事が出たわけです。それが一気に反対に遭ってだめになってしまったということで、あの日に搬入するつもりで行ったトラックの人たちはそのまま帰らなければならなかった。また、それをどこに持っていたのかということで、大変迷惑をかけたとは思いますが、一方的にこっちが悪いということではなくて。

今回、きょうだという話を聞いてまず1つ感じたのが、1台入ったということですけども、その1台に対して、妨害みたいなのがあったのか、または、反対派の人たちがまた入り口にいたのか。きょうの話ですから、明日のニュースとか新聞を見れば出るのかもしれませんが、委員会ですから、そのところだけ教えていただきたいと思います。

守屋環境整備課長

この委員会が始まる直前の事業団からの報告では、これまで妨害活動をされている方々を含めて5名ほど、センターの正面のところにはいらっしまったという話は聞いております。ただ、今回入れましたのは、特にこれまでのような妨害活動はなかったものですから、1台入れたと報告を受けております。

土橋委員

きょうから搬入できるということを当然、今まで搬入してくれていた業者に報告をしたり、連絡をしたと思います。知らなければ当然持ってこないわけですから、連絡したと思いますが、そういう会社の反応はどうだったんですか。例えば、「また持ってこいと言うから持って行ったけど、入り口で帰ってくれということはないだろう」とか何か不安のような反応があって、また、「今までどおり向こうへ運んでいたほうが楽じゃないか」とかいうような、そんな感触はどうだったのですか。

守屋環境整備課長

明野の再開につきましては、県の産業廃棄物協会等からも、早く再開をしていただきたいというような要請はいただいております。ですので、再開をするに当たって、そういう仮処分決定が出たわけですので、そのような形ですぐに業者の方々に事業団から話をすれば、すぐに入るかどうかは業者方の状況もありますが、きょう1台予約があって、即、お願いして、入れるようにしたということでございます。

(休 憩)

(環境整備事業団経営支援補助金について)

望月(利)委員

この最終処分場の15億円という部分を含めて、また住民の方の妨害活動ということで本当に御苦労されていることを、まずもって私も同感だという気持ちでいます。ただ、この補てんの15億円という部分、また次期の処分場もできます。それに向けてどういう形で失敗をしないようにしていくのかという部分、その辺のところを、例えばこの15億円、何でこんなに補てんが必要にな

ったのかと、大まかな部分で構いませんから、ちょっと聞かせていただければと思います。

守屋環境整備課長 今回、補正予算で16億円弱の県からの補てんというのは、トータルでいきますと、先ほど改革プランでお示ししたとおり、今の収支見通しだけで46億円ということでございます。その中で、21年、22年、23年度までの損失について、16億円弱を補てんするということでございます。今後は、毎年毎年の損失に対して補てんをしていくという考えでございます。

これ、昨年5月に、当時は47億円の赤字でございましたが、その赤字が拡大したという説明をさせていただいておりますが、これはリサイクル等の進展で産業廃棄物の量が激減してきた、最終処分量が激減してきたというようなこと、それから、単価の切り下げ等をせざるを得なかったというようなこともございます。そのようなことで産業廃棄物の排出量が減ってきたというのが主な原因で収入が減ってきたということで、そのような事業損失が生じるということでございます。

望月（利）委員 次期処分場に向けて私が非常に重要だと思うのは、やっぱり地域住民との対話という部分と、あと、見込みという部分、この2つだと思います。その辺のところ、住民との合意形成という部分からしっかりとビルドアップして処分場をつくっていくような形ですが、そのところはどうなっているのかお聞かせ願えますか。

守屋環境整備課長 次期処分場につきましては、笛吹市の境川町上寺尾区というところが地元区になります。その住民の方々には、これまでも12月27日に市町村長会議で決められた内容だとか、今後の事業の内容等を事細かに説明を定期的にさせていただいております。非常に協力的にお話を聞いていただいていると考えております。

そのようなことから、あと、処分量につきましては、これは市町村の焼却施設から出る焼却灰でございますので、これは市町村総合事務組合と密接な連携を図りながら、見込み等も市町村等のほうから確認をいただきながら進めてきているものでございます。そのような形で今後も引き続き、そのような方々、地元の方々への説明、それから、実施主体の総合事務組合と連携をとりながら進めていきたいと考えております。

望月（利）委員 本当に地元との協議とか、県全体で必要な設備なんだということも、議会を含めて、執行部を含めて、住民の方々を含めて、事細かく説明していただいて、今回のような妨害という部分がなくなるような形で、みんなで力を合わせていければと思います。

あと、今、一般廃棄物ということだから、産廃のように数量が見込まれないという形ではなくて、各市町村の総合計画によって廃棄物の処理の量が数字としてきっちり出ているものだから、次期処分場は見込み的に、産廃を受け入れないというのは、そのところも含めた形できっちりと数字的に固めたいという意図もあるのかどうかということをお尋ねします。

守屋環境整備課長 今、委員がおっしゃられたとおり、市町村はそれぞれ一般廃棄物の処理計画に基づいた処理をされております。それで、ある程度の将来的な焼却量、焼却灰の見込みもそのようなものから出されております。産業廃棄物と違いまして、今回は市町村がすべて、基本的にはほとんど次期処分場に入れていただく

という考え方でございますので、そのような計画に基づいて適正な規模を図ってきたところでございます。

(休 憩)

白壁委員長 先ほどの武川委員の質問に関連して、お手元に資料を配付させていただきました。

(環境整備事業団債務処理対策補助金について)

武川委員 先ほど申し上げましたように、市町村長会議において、この資料をもとに説明をし、さらに理解を深めていただいたようですが、市町村は当然、当該関係者ですけれども、これまでの経過も踏まえ大変重要な県政課題でありますので、私たちにも、今、委員長が言われたように、ポイント的な部分で結構ですから、ぜひ市町村長会議と同じような中身の共有をしなければなりませんので、まず説明をしてください。

守屋環境整備課長 (説明)

武川委員 過日の市町村長会議における会議資料の提供を受けて、今、概要説明を受けたわけではありますが、いずれにしても、これまでの経過の中で、事業主体の変更、それに伴う助成がこうして出てきたわけでございます。

考えてみますと、過般の東日本大震災のいわゆる災害がれきの処理にしても市町村が有しているわけですが、そうしたときに、どうしても自前の最終処分場を持たなくてはならないということで、すべての人が、すべての関係者がそのことに苦悩しているのを私たちも目にしてきたわけでございます。そういう意味でも、本県においてもやはり適正規模の自前の最終処分場を円滑につくっていくということは、これはどうしても必要なことでございます。その意味におきまして、この事業が今後円滑に進むように、県とすれば、廃棄物の広域処理の責任を持っているわけですから、県としてもきちっと助成をして、そういった懸念を払拭するような事業推進をしていっていただきたいと思っております。

したがって、この予算、助成の費用につきましては認めたいし、また、認めるそれ以上に、今後の事業推進に当たって適正な助成をしていくようにぜひお願いしたいと思っておりますけれども、答弁をお願いします。

中楯森林環境部長 執行部といたしまして、説明資料に欠いたわけございまして、この資料提出を求められるような事態に至ったというのは大変申しわけなく思っております。これまで昨年の5月に方向転換をして、市町村の一廃をするということで合意を得られて今日まで至っております。その中で決定した経緯からして、県としての役割を議会の中でもしっかり御議論いただいて、お示しをしてまいりました。

先ほど御指摘をいただいた3億円につきましても、産廃という前提でやってきた事業でありますので、これはすべて無駄になるものではありません。今、生かされているわけでありまして、生かされる部分もありますわけですが、市町村が当初からやれば、国交付金をいただいてできた事業でありますので、ここは議会の御理解をいただいて、県がこれを負担し、そのことによって単価の低減も図られるだろうということでございます。

単価につきましては、市町村の方々の御不安もあることもありました。いろ

いろ資料をごらんいただければよくわかると思いますけれども、産廃というのは基本的には補助制度がございません。基本的には借金でやってきているものでございますので、量や単価が下がりますと、これは赤字がポンと出るということでございますが、市町村のものは、計画的にやれば、すべて初期投資で正味財産が計上できますので、債務超過にはなかなかならないと私どもも確信をしております。

今後ともそういう点、委員から御指摘を受けたように、委員会へも適切な情報を入れながら、市町村とともに協力をしながら、一廃処分場が地元の理解を得ながらできますように努力をしてまいりたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

桜本委員

別紙の6、ページ数ですと25ページ、一般廃棄物最終処分場に対する要望事項等というところが出ています。この中で、「公共関与による廃棄物最終処分場の整備方針」に基づき、県としても引き続き関与していくという、要望事項等に対する考え方ということで、まだ大筋は決まっていないとは思いますが、このように不測の事態が生じた場合、例えば思ったように物が集まらなかった、事業的に採算が合わなくなったとか、あるいは想定できないような事故が起きたとかいった場合、これから想定されるその中でまた大きい負債が生じた場合、これから引き続き県の関与が出てくるのかどうか、あるいは、その中で市町村が全部それを補うかどうか、お聞かせください。

中楯森林環境部長 委員御指摘のような御質問が市町村会議の場でもありました。知事の御答弁をそのまま申し上げますと、綿密な計画のもとに、御心配のないような計画に努めてはまいりますけれども、息の長い仕事でございますので、何かそういう問題が出た場合は、また県議会とも御相談をしながら必要な対応も検討させていただきたいと、このように知事からは市町村長会議の場において答弁をさせてもらっております。

桜本委員

そういう発言があったということであれば、11ページですが、例えばこの中で出ている業務執行体制(案)、不測の事態が生じた場合、県のほうでも関与というような、長い目で見なければというようなことであれば、やはり県議会もそういった体制の中に組み込んでいただいて、常に需要と供給というか、事業の経緯とか推移を見ていかなければならない。そういう中にも組み込んでおこなくてよろしいのでしょうか。

中楯森林環境部長 御指摘の趣旨が私にはよくわからない点もありますが、事業主体が市町村になりました。そういう意味で、全県が取り組む広域的な施設でありますので、県もできるだけの協力をしていきます。そういった状況の中においても、いろいろ問題や何かが出た場合は、その時点において県議会とも御相談しながら対応させていただきたい、検討をさせていただきたいと、そういうことは申し上げております。

組織として入って議会としてお願いするというのは、今、何とも申し上げられませんが、いろいろな場面を通じて私どもも御協議をさせていただきたいと思っております。

桜本委員

やはり時間がある中で、全体的なスキームを綿密に図っておいて、安全安心だとか、危機管理に対応できるような組織をきちっとつくっておく。そして、何かあった場合でも、責任の所在を明確にしておく。また、何か事が起きた場

合でも、調査研究はどういう組織でやるのかというようなものもあらかじめ決めておくということは、やはり事業が始まる前にやっておくべきことで非常に大事になってくるかと思えます。

その点で、細部までは見てはいないのですが、今、提出された資料を見る限り、いろいろ考えるところも多いのではないかと思います。例えば執行部だとか、議会だとか、その中に、定員12名、議長、副議長、議員というようなこの中で、どういった方々がこの議員の中に選ばれていくのか。例えば全県市長会会長の中から選ばれていくのか。やはりこういった議員の構成というか、メンバーもきちっと考えておく。そして、そういう体制を明示していかないと、事があった場合すぐ動いていかないということの中で、この時点で、環境整備事業団に対して、ある部分、県も離れて我々もいくわけですが、そういった体制をしっかりと考えながら、今現在進めていただかなければならないという、危機管理といったことの体制はいかがでしょうか。

中楯森林環境部長 委員の御指摘の点は、資料の11ページをごらんになっておられるのではないかと考えております。

(休 憩)

中楯森林環境部長 事業主体が27市町村でございまして、今、その総合事務組合の設立に向けた手続をしております。その前提として、ここにございますように、焼却施設を持つ広域事務組合の管理者、それに、地元市町村、それから、町村会、議長会の会長さん、こういった方々がお入りになって、そこで基本的な議論をしていただいて、方向性を決めていただくと、事業主体が市町村になった状況でございますので、そういう中でよく議論をして、その中で我々も、事業団も入るとい形になっておりますので、しっかりそこら辺の情報共有はできますので、体制的には、市町村の理解を得て進めることができていると思っております。

桜本委員 確認ですが、最初に私が言ったのは、事が起きた場合、最終的に県の関与があるのかということの中で、知事は、長期的な視野になっていくので、県の関与も必要じゃないかという御説明があったからこそ、それでは、事が起きてから県の議会が入るものではなくて、そのスタートの段階から、最終的なことで県が責任を負わなければならないことを想定するのであれば、県議会等としても関与すべきではないかという質問です。

中楯森林環境部長 そこははっきり申し上げますけれども、責任という言葉が委員から出ましたが、これは地財法の規定もございます。責任という言葉は、こういう仕事については使えないわけでありまして。この事務は市町村の事務でございます。したがって、そういう形の中であつてもという前提で知事はお話をしていると。今の計画でいけばおそらく問題は生じないとは思いますが、息の長い仕事でありますので、その間また何か協議することがあれば、それはその時点で議会とも御相談しながら、県のできる役割があれば検討いたしますと、そういう御答弁をしたと、そのように理解してもらいたいと思えます。

前島委員 関連でちょっといいですか。今、桜本委員から県の責任問題に絡めて質問があったと思えます。このことについては、御承知のように、境川問題につきましては、明野処分場の後のいわゆる後継交渉の2弾として、境川の産廃を含め

た、そういう計画を絡めながら、4市を中心とした、一般焼却の問題につきましての立地を図ることの経過の取り組みだったと思います。しかしながら、御承知のように、整備事業団が63億円に及ぶ大きな赤字ができ、なお、明野処分場の処分が、リサイクルやいろいろな技術が高まっていく中で、当初の計画どおりいかなかったという流れがあって、このことについて一緒にやろうという4市との産廃と一般ごみ処理を含めた協議過程の経過があって、寺尾地区に設定していったわけです。

それで、この一部事務組合、4市で、一般ごみ処理というのは市町村行政がやることでありますから、こうした経過を踏まえる中で、県の役割分担についてはやはりきちっと明確にされて、きちっと市町村と協議を済ませておいてもらいたいというのが我々県議会の立場でございます。だから、このことについては、周辺の整備事業だとか、あるいは取り付け道路の問題だとか、あるいは河川の改修の問題だとかということを中心に整備をしていきたいという、御協力をしていきたいということで合意に達している点は、大変努力の跡が、我々県議会としても御苦勞があったと思います。

ただ、この事業は市町村行政ですから、ずっと将来負担を県が引きずるようなことがないようにだけはやっていかなければいけないと思います。その詰めをしっかりとしておくということが、おそらく桜本委員が心配している御意見の質問の1つだと思うんです。そういう点は、今のところ極めてスムーズに流れているように思っておりますので安堵しているわけですが、重ねて、このことについてはしっかりと取り組んで、役割分担、県が関与し、応援できるのはここまでですよというのを、きちっと4市をはじめ、27市町村とお話をまとめて取り組んでほしい。我々の議会の立場として、明野のああいふ問題の引きずりがないようにだけは県の立場としてやっていっていただきたい。

なお、いまひとつは、明野の処分場の問題についても、県民の皆さんも非常に心配をして見ているわけです。今、全国的に見て、こういう産業廃棄物の最終処分場問題で政争を繰り返しているような状況は、そんなに見当たらない状況です。今、武川委員からも話が出ましたけれども、いわゆる自県処理という思想は、どこの都道府県においても、県民としてかなり高まっていると思います。よその県に持ち出していくなんていうことはもう成り立たない時代だと。その思想がいまひとつ、明野処分場で見える県民意識の課題の中に心配している部分も感じられます。

どうかこの点については、いまだに裁判係争のような形に今なっておりますが、私は北杜市に仲立ちをしてもらって、努力をいまひとつ前向きにしてもらおうような手法やいろいろなものを含めて、話し合いを精力的に展開を進めていく、その努力はさらにさらに求められている課題だと思いますが、2つの点について……。

白壁委員長 前島委員に申し上げます。簡潔にお願いします。

前島委員 その2つの点について、見解を聞かせてもらいたいと思っています。

中楯森林環境部長 まず、前半の境川の処分場でございますけれども、県と市町村の役割分担というのは、去年の6月議会の中でしっかり御議論いただいて、御議論いただいた中身を御提示して、27市町村の合意を得ております。そういう形の中で進めていくということが一番大事であろうと、常に議会と議論をしながら、そういったことがあれば、私どももできることは協力していくということでございます。行政には、基本的に役割分担があります。そういう意味の中で、でき

る範疇でできるだけ汗をかいていくということであろうと思っております。

それから、明野の問題でございますが、やむを得ずこういう方法をとらせていただいたということでございますけれども、地元の信頼を得て、搬入ができる方向をこれからも努力をしていかなければならないと思っております。この辺は我々の努力不足かもしれませんが、今後もそういった点につきましては、改めて努力してまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第62号 平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 県土整備部関係

※第61号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(景観形成推進事業費について)

望月(利)委員 県土3ページ、美しい県土づくり推進室の繰越明許費ですが、もうちょっと詳しくお聞かせいただきたい。

山口美しい県土づくり推進室長 1,600万円の内訳につきましては、市町村が行っております景観計画策定事業費補助金、これにつきまして4市町村800万円、あと、景観形成モデル事業といたしまして、山中湖村及び忍野村で800万円の繰り越し、以上、計1,600万円の繰り越しでございます。

望月(利)委員 繰り越しになった詳細の理由というのは、それぞれどんな理由でしょうか。

山口美しい県土づくり推進室長 景観計画策定につきましては、市町村で、市町村の住民や公募の委員を委嘱して、地域の協議会を開いております。この協議会におきまして不測の日数を要しまして、今、策定がおこなわれている状況でございます。モデル事業につきましては、山中湖村、忍野村とも、天候の不順等によりまして実質的な工事が今少しおこなわれている状況で繰り越すという理由でございます。以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第69号 平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑

前島委員 流域下水道のそれぞれの事業所の状況について、総括的なことでお答えしていただきたいと思います。現状の各流域下水道の工事の進捗状況について1点お尋ねをしたい。それから、対象管理者の皆様方の加入率の動向の2点について、進捗率並びに加入率の状況についてお尋ねしたい。

小池下水道課長 工事の進捗状況でございますが、下水道事業につきましては、幹線管渠につきまして、県のほうで事業を行っております。市町村につきましては、公共下水という形で進捗工事を行っております。現状の幹線管渠全体の進捗率でございますと、管渠整備につきましては96.9%という進捗状況でございます。そして、状況に応じまして、現在、流域下水道事務所において工事をしているということでございます。ただ、公共下水道につきましては、各市町村が整備しております。非常に財源的にも厳しい状況と聞いております。しかし、やはり生活環境改善のため、水質環境の保全のためにも必要という形で、関係する市町村も工事をしていただいていると。ただ、全体の工事の進捗につきましては手元に資料がございませんので、県の工事としますと、そういう状況でございます。

加入率の状況でございますが、下水道事業全体としまして、61.1%という普及率でございます。これにつきましては、工事をやったところの人口を加味した数字が61.1%。全国的に見るとまだまだ低い状態ということになってございます。ただ、これを上げるにつきましても、やはり関係する、構成する市町村の整備がまず第一かと考えておりますので、市町村においても、できるだけ整備をしていただくような形をお願いをしているという状況でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第73号 契約締結の件

質疑

桜本委員 工事区分との関係もあるかと思いますが、このトンネル内では携帯電話の使用は可能でしょうか。

大久保道路整備課長 現在、携帯電話の電波を供給するという仕事は、携帯電話事業者が実施ということになっております。現在、まだその辺の協議はしていませんし、まだ今のところ、事業者のほうから申し入れがございませんが、申し入れがあれば、適切に対応したいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第74号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。

以 上

土木森林環境委員長 白壁 賢一